

# 分電盤の点検商法にご注意！

分電盤を含む家庭用の電気設備については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検日時を電話でお知らせすることはなく、訪問した調査員が、点検後にその場で何らかの契約を勧誘することもあります。

## 相談事例

電話がかかってきて分電盤の点検を勧められ了承したところ、業者が来訪した。分電盤を点検してすぐに「これは古いのですぐに交換しなければ漏電して火事になる」と言われた。今までトラブルはなかったものの、何十年も交換していなかったため、信用して約15万円の交換工事の契約を結び、前金を支払った。しかし、後からよく考えると高額ではないかと思う。工事を中止してほしい。

(80歳代)

## アドバイス

分電盤に限らず、点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意しましょう。業者が来訪し、契約を迫られた場合は、すぐに契約せずご家族や身近な知人に相談してください。

分電盤は経年劣化により故障する可能性があります。ご自宅の分電盤が心配な場合は、電力会社等、住宅の施工会社に相談しましょう。（※電力会社等の連絡先が分からない場合は、伊奈町消費生活センターからご案内させていただきます）

特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。契約の解除の仕方、クーリング・オフの手続きや困った場合は、伊奈町消費生活センターへご相談ください。

※国民生活センターのウェブサイトを参考に作成しました。

少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！

あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

## 【問い合わせ先】

伊奈町消費生活センター

☎048-721-2111（内線2234）

消費者ホットライン

☎（市外局番なし）188

お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内いたします。